

令和4年3月7日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記に関し、大阪府より通知がありましたので、下記の通りお知らせいたします。
貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

・同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断することが可能です。ただし、本対応を行う場合は、疑似症患者として感染症法第12条第1項に基づく医師の届出が必要です。

「B.1.1.529系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」（令和3年11月30日付け（令和4年2月2日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）Vの取扱いに従って届出をしていただきますよう再度お願い申し上げます。届出がない場合は疑似症患者とは認められず、感染症法に基づく患者の取扱いや公費負担の適応にはなりませんので、ご注意ください。

・大阪府通知に関する問い合わせ先
大阪府健康医療部保健医療室感染症対策企画課
個別事象対応グループ TEL 06-6944-9156

*参考）大阪府ホームページ（通知文書掲載先）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/reiwa3nentuti.html>



【担当】
大阪府医師会地域医療1課
(06-6763-7012)